

須坂市地域公共交通計画 新旧対照表

項目	変更前	変更後	変更理由
計画期間	以下の通り 5 ヶ年とする。 計画期間:2023 年 4 月～2028 年 3 月	計画期間を 1 年間延長し、以下の通り 6 ヶ年とする。 計画期間:2023 年 4 月～2029 年 3 月 ※計画書本編 p.45 に記載されている計画期間全体のスケジュールについては、4 年目までの内容を、2027 年度にも同様に適用する。また、5 年目の 2028 年度については、変更前 2027 年度（5 年目）の内容を適用する。	須坂長野東 IC 周辺の大型商業施設の開業により人の流れが大きく変化することを見込んだ計画としていたが、その開業が概ね 1 年開業が遅れたため。
実施施策	—	以下の施策を利便増進実施事業として位置付ける。 実施施策 2（1）人の流れに合わせたルート見直し 実施施策 2（2）需要が少ない地域におけるサービスの柔軟化 実施施策 3（1）基本的な公共交通サービスの再チェック	須坂市地域公共交通に記載されている施策・事業の確実な実施を担保するため。